

被災地の復興・再生に向けた 復興庁の取組

令和元年8月23日



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

1 法律制度

①福島復興再生特別措置法

(施行：2012年3月31日、改正：2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日)

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針 (2012年7月13日閣議決定、2017年6月30日改定)

原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
(方針に定められる事項：福島復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等)

避難指示の対象となった区域の復興・再生

避難解除等区域
 国が「避難解除等区域復興再生計画」を作成

帰還困難区域
 市町村長が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣が認定

これらの計画に基づいて、以下の措置を実施
 ①県等が管理する道路等の工事を国が代行
 ②公共施設の清掃等を国が直轄で実施
 ③事業を開始・再開する者に課税の特例を措置
 ④(特定復興再生拠点区域のみ) 国の負担で除染等を実施

住民の帰還の促進を図るための措置
 ①一団地の復興再生拠点整備制度の活用
 ②帰還環境整備交付金による道路等のインフラ整備等の実施

長期避難者の生活の安定を図るための措置
 生活拠点形成交付金による公営住宅の建設、コミュニティ維持のためのソフト事業等の実施

その他
 福島相双復興推進機構への国の職員の派遣(官民合同チームの体制強化)、帰還環境整備推進法人の指定

福島県全域の復興・再生 (赤字は2017年法改正事項)

産業の復興及び再生
 福島県が作成する「産業復興再生計画」に基づき、以下の法律上の特例を措置
 ・地域ブランド(商標、品種)の登録料等の減免

新たな産業の創出等の重点的な推進
 福島県が作成する「重点推進計画」に基づき、
 ・再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
 ・特に、福島国際研究産業都市区域において、以下の法律上の特例を措置(「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化)
 ①中小企業者が行う研究開発に係る特許料等の減免
 ②ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用

その他
 ①訓示規定
 農林水産物等の販売の実態調査等(風評払拭への対応)、いじめ防止対策の実施等
 ②原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置

(参考) 福島復興再生特別措置法の改正経緯

	主な改正事項	成果・実績等
平成二十五年改正	✓ 「生活拠点形成交付金」制度の創設	✓ 原発事故による長期避難者のために、復興公営住宅を中心とした生活拠点を整備。全4,890戸のうち平成30年度末までに4,767戸の整備が完了。
平成二十七年改正	✓ 「一団地の復興再生拠点」整備制度を創設。 ✓ 「福島再生加速化交付金（再生加速化）」を、インフラ事業を対象事業として追加した上で「帰還環境整備交付金」として法定化	✓ 平成31年1月現在、大熊町大川原地区（平成28年12月）、双葉町中野地区（平成29年3月）、双葉駅西側地区（平成30年3月）において、一団地の復興再生拠点市街地形成施設整備事業を実施中。 ✓ （福島再生加速化交付金（帰還環境整備）の支援実績（p11）参照。）
平成二十九年改正	✓ 「特定復興再生拠点区域」制度の創設 ✓ 官民合同チームの体制強化 ✓ 「福島イノベーション・コースト構想」の推進 ✓ 風評払拭への対応	✓ 平成30年11月20日までに、6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）全てで計画を認定するとともに、当該計画に基づく事業に着手。 ✓ （公社）福島相双復興推進機構に、平成29年7月より国職員を派遣。 ※(公社)福島相双復興推進機構の職員226名のうち、32名が国職員（経産省：29名、農水省：3名） ✓ 法定の重点推進計画に基づき、福島ロボットテストフィールドが順次開所。また、平成30年7月に、浪江町において、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造工場「福島水素エネルギー研究フィールド」（FH2R）の建設を開始。 ✓ 福島県産農産物等流通実態調査を実施し、食品関係事業者等への指導、助言文書を発出。 ✓ 平成31年4月には「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、ブランド力向上と販路拡大につながる対策を行うこと等を復興大臣より指示。

2 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

(1) 避難指示の解除

①避難指示区域の設定とこれまでの避難指示解除

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 平成23年4月

- 警戒区域（福島第一から半径20km）
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- 計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）
【立入可、宿泊原則禁止】
- 緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
【避難の準備、立入可、宿泊可】

「冷温停止状態」
の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施

- 帰還困難区域（放射線量が50mSv/yを超える区域）
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
- 居住制限区域（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- 避難指示解除準備区域（放射線量が20mSv/y以下）
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

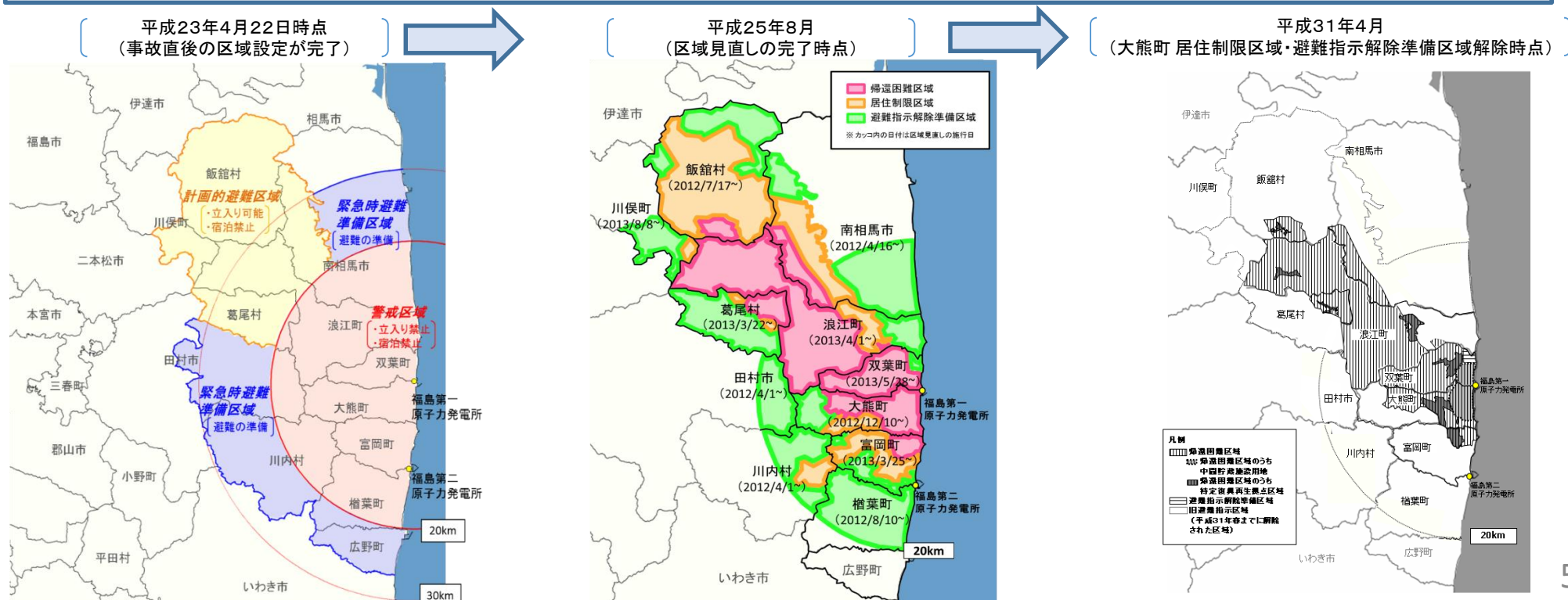
平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

6. 避難指示の解除

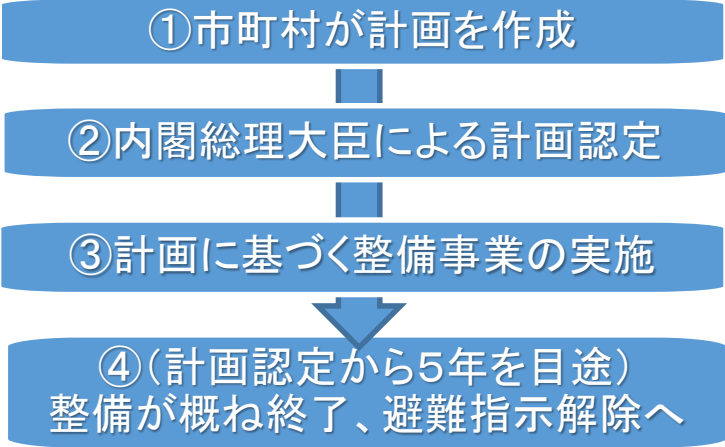
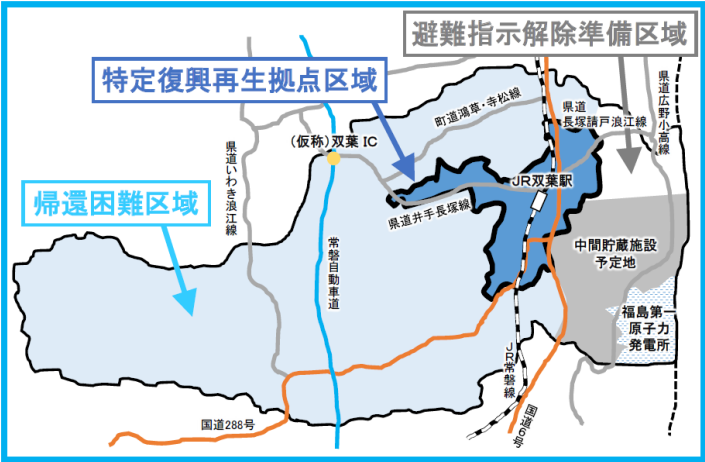
平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除くほとんどの地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。



② 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備

- 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



■ 計画の認定基準

項 目	内 容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標(例: 帰還者数)が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■ 計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆ 帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

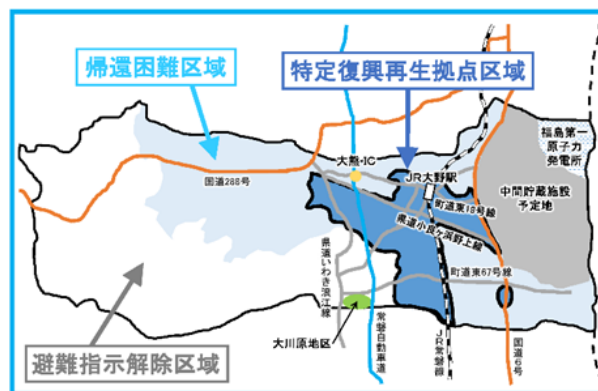
(参考) 特定復興再生拠点区域の整備計画

双葉町（2017年9月15日認定）



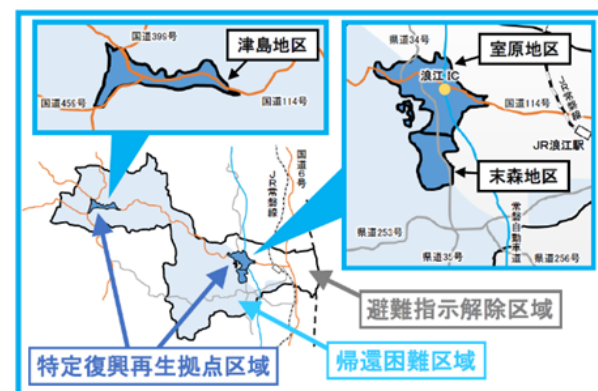
- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人
- ・避難指示解除の目標
2019年度末頃まで：J R常磐線双葉駅周辺の一部区域
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

大熊町（2017年11月10日認定）



- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人
- ・避難指示解除の目標
2019年度末頃まで：J R常磐線大野駅周辺等の一部区域
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

浪江町（2017年12月22日認定）



- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：2023年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する)

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
2019年度末頃まで：J R常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

飯舘村（2018年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：2023年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春

2 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

(2) 帰還に向けた取組

①これまでの取組（福島再生加速化交付金（i））

- 福島被災地の復興・再生を加速するため、長期避難者の生活拠点整備、帰還加速のための生活環境向上、まちづくり等を支援。
- 平成30年度末までに、4,609億円を配分し、事業を支援してきている。（令和元年度予算額：890億円[復興]）

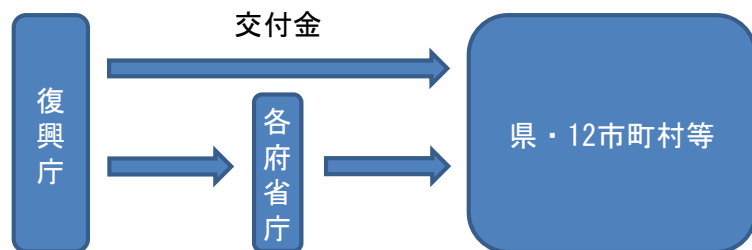
事業概要・目的

- 「復興基本方針」（抄）
ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援を実施する。
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1)対象区域
避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）
- (2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還環境整備	被災12市町村への早期帰還の促進、地域の再生加速化 ○生活拠点等の整備（復興拠点、災害公営住宅等の整備等） ○放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ○営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等）
長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ○長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ○復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ○子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ○基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等）
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けた ○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備等に対する支援 ○構想推進に係る拠点周辺的生活環境整備等に向けた支援
既存ストック活用まちづくり支援	既存ストック（空き地・空き家等）を活用した被災12市町村のまちづくり支援 ○既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ○帰還環境整備推進法人によるまちづくりの推進等

①これまでの取組（福島再生加速化交付金（ii））

<帰還環境整備交付金>

- 平成30年度末までに、12市町村及び福島県に対し、生活拠点の整備のほか、健康管理・健康不安対策や農林水産業・商工業再開のための環境整備など、幅広く復興地域づくりを支援。このほか、中通りの市町村においても、個人線量管理やため池対策について支援。

1. 生活拠点の整備

- ・復興再生拠点：大熊、双葉の復興再生拠点の基盤を整備中
- ・小中学校の再開：10市町村で小中学校が再開
- ・道路：住民の帰還促進に必要な面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路を整備
- ・住宅：計400戸を整備



なみえ創成小学校、中学校
開校式・入学式（浪江町）

2. 健康管理・健康不安対策

44市町村等において、個人線量管理・線量低減活動のための活動を支援



個人線量計

3. 農林水産業再開のための環境整備

- ・ほ場整備：1地区（22ha）で事業完了、25地区（2,456ha）で事業着手、19地区（1,682ha）で調査計画着手（計45地区、4,160ha）
- ・ため池対策：対象ため池1,026か所のうち、271か所で終了、444か所で着手済



農地整備（南相馬市）

4. 商工業整備のための環境整備

- ・産業団地：14団地で181.4haが供用開始、7団地（155.2ha）で事業着手
- ・ここなら笑店街、さくらモールとみおか等における事業所等の整備を実施



ここなら笑店街（楢葉町）

①これまでの取組（福島再生加速化交付金（iii））

- 「子ども元気復活交付金」(注) の活用により、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境の整備を図るため、子どもの運動機会の確保のための遊具の更新や運動施設の整備、公的賃貸住宅の整備を実施。
- 特に運動施設については、ハード整備にあわせて、子どもたちの運動する力を引き出すソフト事業も実施。

(注)平成25年度当初予算で創設。平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

遊具の更新を通じた子育て世帯の帰還促進

広野町では、公園の遊具の更新を行い、子どもたちが安心して遊べる環境を整備することにより、子育て世帯の帰還を図っている。



更新した遊具で遊ぶ子どもたち

ハード・ソフト一体となった運動機会の確保

本宮市では、運動施設のリニューアルや屋外の遊び場の整備を行うとともに、生き生きと遊ぶ力をより一層引き出す「プレイリーダー」の養成により、子どもたちの運動や遊びの機会の創出を図っている。



にぎわう屋外遊び場 ウィリアム王子訪問(27年2月) プレイリーダーの養成

■ これまでの採択実績

計21回の配分により以下の事業を採択

- 遊具の更新644箇所
- 運動施設の整備62施設(屋内施設28施設、屋外施設34施設)
- 運動施設整備と一体的に行うプレイリーダー養成等のソフト事業(9市町村)
- 子育て定住支援賃貸住宅の整備(20戸)及び家賃低廉化

■ 参考ホームページ

子ども元気復活交付金の概要や整備事例の詳細については復興庁ホームページを参照

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html>

①これまでの取組（福島生活環境整備・帰還再生加速事業）

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施。
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。
- 平成30年度までに457億円措置（令和元年度は111億円計上）

※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

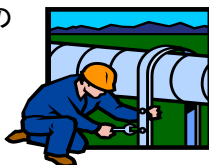
主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等の荒廃抑制等

★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

・ 除草

火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



・ 防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



★ 住民の一時帰宅支援

・ 一時帰宅バス等の運行

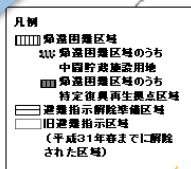
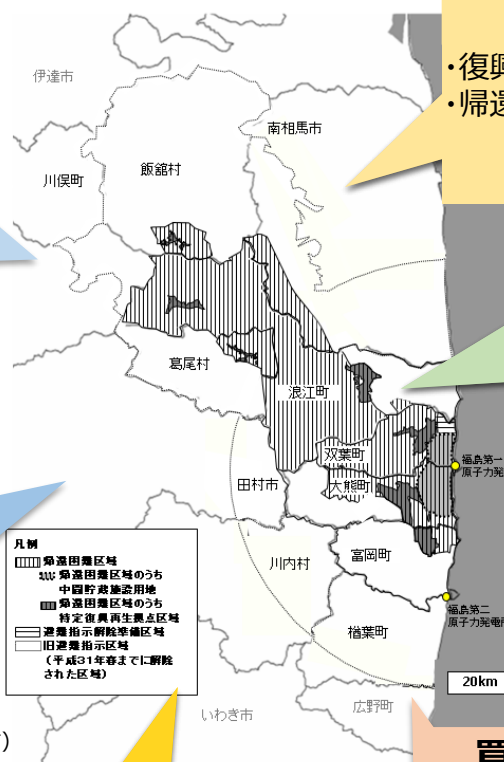
自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など



- ・小中学校再開：10市町村再開済
- ・新規開校：ふたば未来学園高校、
小高産業技術高校が開校済
2019年4月、ふたば未来学園
中学校が開校



- ・2017年10月、常磐線が竜田駅から富岡駅まで再開。2019年4月、「Jヴィレッジ駅」開業
2019年度末までの全線開通を目指す。
- ・2018年3月、福島相馬道路（相馬玉野IC～
霊山IC間）開通
- ・2019年3月、磐越自動車道「田村スマートIC」、
常磐自動車道「ならはスマートIC」、「大熊IC」が開通



- ・2018年6月、榑葉町で「こなら笑店街」が開設
- ・2018年12月、南相馬市で「小高ストア」が開設
- ・2019年6月、大熊町で「ヤマザキショップ大川原役場前店」が開設
- ・2019年6月、南相馬市で「ダイユーエイト小高」が開設
- ・2019年7月、浪江町で「イオン浪江店」が開設



13

②施策の進捗・成果（住民の居住状況・避難状況）

【住民帰還に係る状況】

- 避難指示が解除された地域の居住者数※1は、各自治体のHPで公表されている人数を単純に合計すると、約1.5万人※2（住民基本台帳人口は約7.2万人※3）（令和元年7月時点）。
- 住民意向調査によれば、避難指示解除が遅くなった市町村では「戻らない」と回答した方が5～6割程度となっている一方で、「戻りたい」、「まだ判断がつかない」と回答した方も3～4割程度いる。
- また、住民の帰還意向は、若い世代ほど「戻らない」と回答する割合が高い傾向にある。

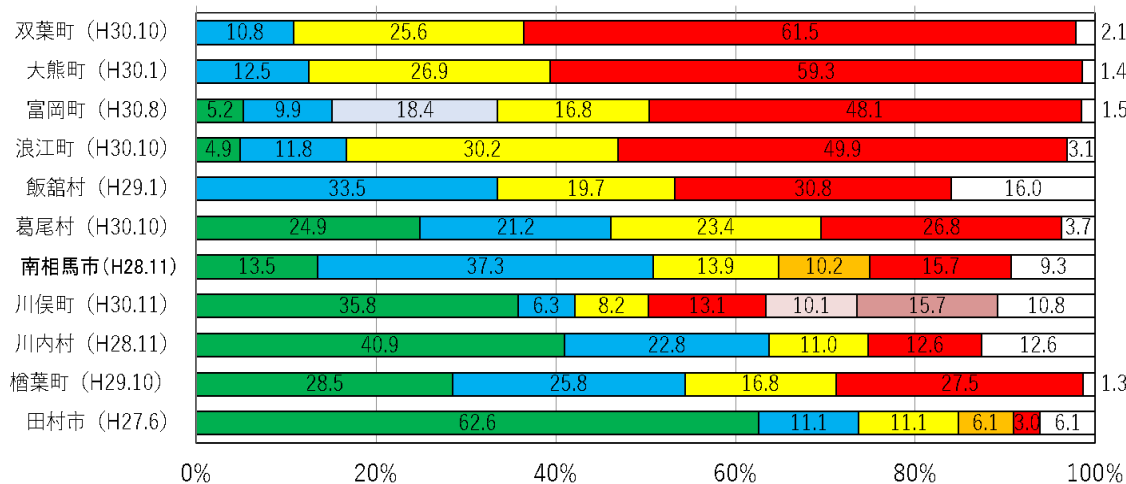
※1 檜葉町、川内村は町村全域の居住者数。その他の市町村は避難解除等区域の居住者数。各自治体により居住者数の集計方法は異なる。

※2 川内村は平成30年9月時点の人数。葛尾村は転入者を含まない。

※3 檜葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村、大熊町、双葉町は町村全域の登録者数。その他の市町村は避難解除等区域の登録者数。

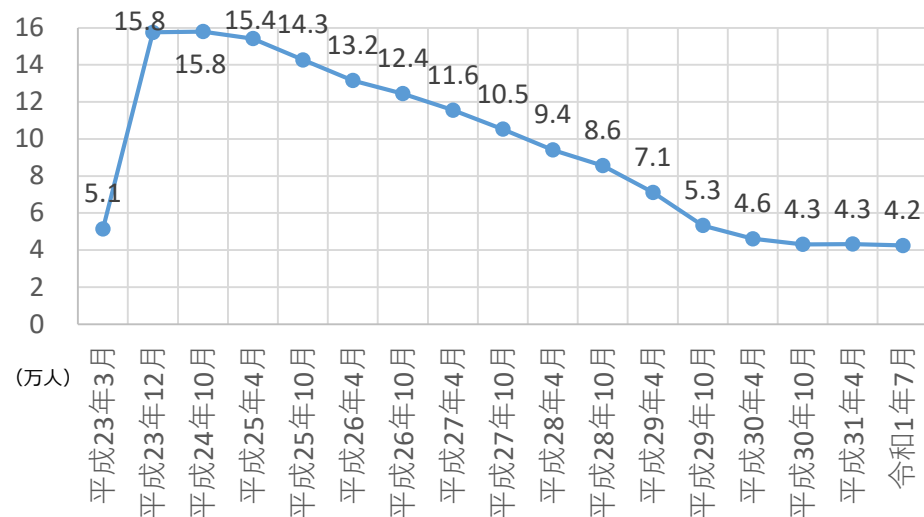
○原子力被災自治体における住民意向調査（帰還意向）

【凡例】
■ 戻っている ■ 戻りたい ■ 戻りたいが戻れない ■ まだ判断がつかない ■ 同じ自治体内に戻りたい ■ 戻らない
■ 同じ自治体内の他地区に転居している ■ 自治体外に転出している ■ 無回答



【福島県全体の避難者数（県内・県外）】

- 令和元年7月現在、約4万人を超える避難者。



※平成31年4月時点の避難指示区域からの避難対象者：約2.3万人（7市町村）
 （避難指示区域設定時（平成25年8月）は約8.1万人）

○世代別帰還意向（富岡町の例）

	戻らない
29歳以下	62.5%
30代	67.1%
40代	52.5%
50代	44.3%
60代	49.9%

（出典）平成30年度「富岡町住民意向調査」

(参考) 住民が帰還を判断するために必要な条件

- 「医療・介護等の新設・再開」が上位である町村が多く、その他「商業施設の充実」、「住民の帰還状況」などが上位にあげられている。

※複数回答可

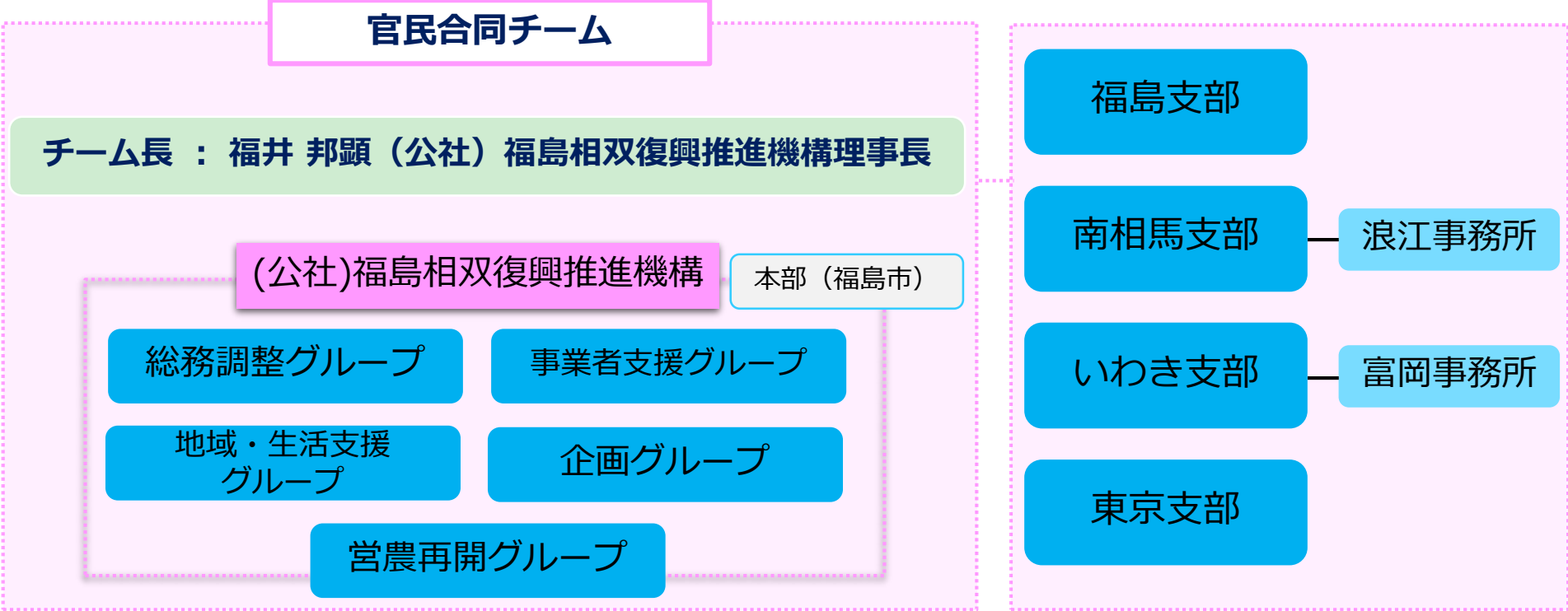
	1位	2位	3位	4位	5位
双葉町 平成30年度 n=383	医療・介護福祉施設の再開や新設 56.7%	住宅の修繕や建て替え、住宅確保への支援 49.1%	商業施設の再開や新設 29.0%	更なる放射線量の低減 26.1%	どの程度の住民が戻るかの状況 20.1%
富岡町 平成30年度 n=503	医療機関(診療科)の拡充 50.7%	商業施設の充実 39.4%	どの程度の住民が戻るかの状況 39.2%	介護・福祉施設の充実 33.6%	働く場の確保の見通し 30.0%
浪江町 平成30年度 n=920	医療・介護の復旧時期の目途 52.9%	商業やサービス業などの施設の復旧時期の目途 50.7%	どの程度の住民が戻るかの状況 37.8%	原子力発電所の安全性に関する情報(事故収束や廃炉の状況) 31.3%	放射線量の低下の目途、除染成果の状況 28.0%
川俣町 平成30年度 n=22	医療機関の充実 50.0%	商業施設の充実 50.0%	鉄道など公共交通機関の充実 40.9%	どの程度の住民が戻るかの状況 40.9%	原子力発電所の安全性に関する情報(事故収束や廃炉の状況) 36.4%
葛尾村 平成30年度 n=76	避難先の方が、生活利便性が高いから 52.6%	医療環境に不安があるから 51.3%	葛尾村外への移動交通が不便だから 42.1%	原子力発電所の安全性に不安があるから 30.3%	営農などができそうにないから 30.3%

※「まだ判断がつかない」と回答した方に聞いたもの。

3 事業再開・新産業の創出、農林水産業の再生

①これまでの取組（官民合同チームによる事業者・農業者の再建支援）

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
- チーム員は総勢288人（このうち国の職員は53人。2019年8月1日時点。）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,300の事業者及び約1,600の農業者を個別訪問する（2019年8月1日時点）など、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。
- 官民合同チームが訪問した事業者のうち、約2,700者が地元又は移転先で事業を再開。また、訪問した農業者のうち、約350者が営農再開。



①これまでの取組（福島イノベーション・コースト構想）

- 福島の浜通り地域等に新たな産業基盤を構築することを目指し、平成26年6月、「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ。
- 構想をより一層推進するため、平成29年の福島特措法の改正により、構想を福島特措法に位置付け、関係省庁、自治体、事業者等との連携強化を規定。
- 平成29年7月に関係閣僚会議を、同年11月に「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置された分科会を立ち上げ、推進体制を抜本強化。
- 分科会の議論等を踏まえ、福島県において、構想を位置付けた重点推進計画を策定。昨年4月25日の関係閣僚会議で、重点推進計画を総理認定。
- 現在、経済産業省を中心に、福島県とともに、復興・創生期間後を見据えた浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展を図るための「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の策定に向け検討中。
- また、構想では国内外からの人材が結集する国際的な研究、教育拠点の整備が必要、とされており、本年7月に「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を設置。国内外の人材が結集する国際教育研究拠点整備・人材育成のあり方を検討中。

福島イノベーション・コースト構想 関係閣僚会議

メンバー：

- ・共同議長＝復興大臣、経済産業大臣
- ・メンバー＝総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）

役割：関係省庁による具体的な連携体制の構築

開催実績：第1回 平成29年7月28日
第2回 平成30年4月25日

福島イノベーション・コースト構想 推進分科会

（※福島特措法に位置付けられた分科会）

メンバー：

- ・共同議長＝復興副大臣、内閣府原子力災害現地対策本部長、経済産業副大臣、福島県知事
- ・メンバー＝外部有識者、15市町村首長、関係省庁本省局長級

役割：関係省庁、関係自治体等が構想の推進に関する基本的な方針を共有

開催実績：第1回 平成29年11月27日
第2回 平成30年12月3日

福島イノベーション・コースト構想 関係閣僚会議

メンバー：

- ・共同議長＝復興大臣、経済産業大臣
- ・メンバー＝総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）

役割：関係省庁による具体的な連携体制の構築

開催実績：第1回 平成29年7月28日
第2回 平成30年4月25日

福島イノベーション・コースト構想 推進分科会

（※福島特措法に位置付けられた分科会）

メンバー：

- ・共同議長＝復興副大臣、内閣府原子力災害現地対策本部長、経済産業副大臣、福島県知事
- ・メンバー＝外部有識者、15市町村首長、関係省庁本省局長級

役割：関係省庁、関係自治体等が構想の推進に関する基本的な方針を共有

開催実績：第1回 平成29年11月27日
第2回 平成30年12月3日



＜主な取組＞ ①廃炉国際共同研究センター・国際共同研究棟

国内外の大学、研究機関、産業界等の英知を結集し、廃炉に係る研究開発・人材育成等を実施

【富岡町】

②植葉遠隔技術開発センター

実規模のモックアップ施設を利用した廃炉に関するロボットの実証試験等を実施

【楢葉町】

③福島ロボットテストフィールド

無人航空機や災害対応ロボット等の実証実験を実施

【南相馬市】
【浪江町】

1 趣旨

- 福島イノベーション・コースト構想研究会報告書（平成26年6月23日）等を踏まえ、これまで、福島ロボットテストフィールド、廃炉国際共同研究センター、福島水素エネルギー研究フィールド等の拠点の整備を進めてきたが、産学官連携による魅力ある浜通り地域を創出するためには、様々な分野の研究者や技術者を育成し、輩出された人材が、長期にわたり浜通り地域の復興をリードしていく体制を整備する必要。
- このため、廃炉・ロボット・エネルギー・農林水産業等多様な分野を対象とした国内外の人材が結集する国際教育研究拠点整備・人材育成のあり方について検討し、提言をとりまとめるため、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催。

2 有識者会議委員

【座長】坂根正弘（コマツ顧問）

【委員】上山隆大（総合科学技術・イノベーション会議委員）

齋藤保（福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長）

関谷直也（東大大学院情報学環総合防災情報研究センター准教授）

中岩勝（産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所所長）

米良はるか（READYFOR株式会社代表取締役CEO）

山名元（原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長）

神田玲子（放医研・放射線防護情報統合センター長）

生源寺眞一（福島大学食農学類長）

田所諭（東北大学院情報科学研究科教授）

永田恭介（筑波大学長）

山崎直子（元JAXA宇宙飛行士）

【オブザーバー】文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、福島県

3 スケジュール

7月29日（月） 第1回有識者会議開催（その後、概ね月に1回程度のペースで開催）

11月 中間とりまとめ

年内 復興・創生期間後の基本方針に反映

※その後も引き続き、令和2年夏ごろまで開催予定

①これまでの取組（福島県内における税制優遇措置）

- 12市町村の避難解除区域等^{*1}の全域において、被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地を図るため、以下の税制等を措置。
 - ① 機械等に係る特別償却又は税額控除の特例措置
 - ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置
 - 活用状況は以下のとおり。
 - － 企業立地促進区域における課税の特例（福島特措法第20条） 認定 120件（H31.3.31時点）
 - － 避難解除区域等における課税の特例（福島特措法第36、37、38条） 確認 のべ3,115件（H31.3.31時点）
-
- 県内全市町村の復興産業集積区域^{*2}において、被災地の雇用機会の確保等のため、以下の税制等を措置。
 - ① 機械等に係る特別償却等の特例措置
 - ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置
 - ③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置
 - 平成31年3月末までの活用状況は以下のとおり。
 - － 福島県の指定事業者等の件数 2,016件（R元.6.30時点）
 - － 福島県の指定事業者等による投資額（復興特区法第37条、39条、40条、41条） 7,729億円（R元.6.30時点）

^{*1}：避難解除区域（うち旧緊急時避難準備区域を除く）、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域

^{*2}：復興特区法第4条第2項第4号イに規定する、「産業集積の形成及び活性化の取組を推進する区域」。なお、一部の特例措置に関し、福島県については、風評被害による産業への影響が懸念されたことから、福島特措法第74条及び第75条の規定により復興特区法税制の要件を緩和し、内陸を含む県内全域を復興特区法税制の対象としている。

①これまでの取組（企業立地補助金）

<各種企業立地補助金の概要>

○新規立地・増設を、企業立地補助金により支援。

①工場の新規立地・増設に係る経費※1を、最大30億円まで支援。 ※1: 用地取得費、設備投資費用、建屋建設費用等

②優遇された補助率（補助率最大3/4）。

○福島県の避難指示解除区域等では、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金により、小売業等の店舗や住宅の整備も補助対象となる。

補助金※2	対象地域	補助対象・業種	補助率		交付決定件数 (令和元年度7月末時点)	新規雇用者数
			中小企業	大企業		
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (福島県の原子力災害被災12市町村向け)	避難指示解除区域(解除後1年以内)、避難指示解除準備区域、居住制限区域等、認定特定復興再生拠点区域	対象: 土地、建物、設備、社宅等 業種: 製造業、物流施設、卸・小売業、飲食業、生活関連サービス業等	3/4以内	2/3以内	57件 (平成28年度から)	545人 ※3
	避難指示解除区域(解除後1年超)		2/3以内	1/2以内		
ふくしま産業復興企業立地補助金 (福島県のその他の市町村向け)	津波浸水地域(いわき市、相馬市、新地町等)	対象: 設備 業種: 製造業、物流施設等	1/2以内	1/3以内	447件 (平成23年度から)	6,374人 ※3
	その他の地域(福島市、郡山市、会津若松市等)		1/3以内	1/4以内		
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の被災地向け)	岩手県・宮城県・福島県・茨城県(北茨城市)の津波浸水地域	対象: 土地、建物、設備等 業種: 製造業、物流施設等	1/2以内	1/3以内	435件 (平成25年度から)	4,728人 ※3
	福島県(避難指示区域等を除く)のその他の地域(福島市、郡山市、会津若松市等) <原子力災害被災地域>		1/3以内	1/4以内		
	青森県・茨城県(北茨城市以外)の津波浸水地域		1/4以内	1/5以内		

※2 これらの補助金の利用の際には、投資額に応じ、新規に地元での雇用を確保することが要件となる。 ※3 交付決定ベース、R1.7末時点

①これまでの取組（原子力被災12市町村における営農再開）

- 除染の進捗状況にあわせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入、必要な資金の手当等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。
- 〔平成27年8月、原子力災害による被災事業者の自立支援を目的として、国・県・民間からなる福島相双復興官民合同チームを創設。営農再開に向けて、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。〕
- （平成29年9月30日時点）

農地除染
（帰還困難区域以外は完了）

**営農再開に向けた
条件整備**

営農再開

	田村市	楡葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積（ha）	140	830	130	170	570	610	2,400	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率（％）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

- ◆ **農地、農業水利施設等のインフラ復旧**
 - － 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
 - ◆ **除染後農地等の保全管理**
 - － 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全管理に対して支援
 - ◆ **鳥獣被害防止対策**
 - － 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
 - ◆ **営農再開に向けた作付実証－**
 - － 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
 - ◆ **水稻の作付再開支援**
 - － 水稻の作付再開に必要な代かきや畦畔の修復に対して支援
 - ◆ **放射性物質の吸収抑制対策**
 - － カリ質肥料の施用の実施を支援
 - ◆ **農業用機械・施設等の導入支援**
 - － 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
 - － 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設、家畜の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- 新たな農業への転換**
- － 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

平成31年度予算

- ・ 福島県営農再開支援事業

予算総額362億円（基金事業）
- ・ 被災地域農業復興総合支援事業

890億円の内数
- ・ 原子力被災12市町村農業者支援事業

予算総額70億円（基金事業）

①これまでの取組（福島県の森林・林業再生、水産業の復興）

【森林・林業】

- 福島県の林業については、「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」（平成28年3月復興庁、農林水産省、環境省取りまとめ）に基づき、里山・奥山等の間伐等の森林整備、調査研究、情報発信等の取組を推進（→次ページ参照）。
- また、製材工場等への放射性測定装置の設置、きのこ栽培用の生産資材の導入（福島県ほか12県で実施中）等を支援。

- 県内の44市町村において、約68百haで間伐等の森林整備と丸太筋工の設置等の放射性物質対策を一体的に実施する事業を実施（平成31年3月時点）。これにより、放射性物質を含む土壌の流出を防止。
- 植栽や間伐などによる空間線量率の変化等の影響を検証。
- 福島県ほか6県でしいたけ原木林の再生に向けた実証事業を実施。



丸太筋工の設置による
土壌流出対策



森林の概況調査

【水産業】

- 漁港や漁船の復旧等を支援。
- 水産加工業における施設・機器の整備や販路回復を支援。

福島県の沿岸漁業については、平成24年6月から試験操業・販売を開始。徐々に対象魚種を拡大し、平成29年4月からは、全ての魚介類（出荷制限されている魚介類を除く）を対象。

<水産加工機器の整備(例)>



省人化機器



真空包装機



自動計量機

①これまでの取組（福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組）

➤ 2016年3月に取りまとめた「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、関係省庁が連携して、県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けた取組を実施。

【福島県の森林の現状】

- 福島県が実施している福島県内の森林における放射線物質のモニタリング結果によれば、震災当時から現在までで、未だ高い放射線量の森林もあるものの、全体として、森林の空間線量率は7割程度に減少していることを確認。
- その一方で、森林内の放射性物質は、枝葉・落葉等から土壌に移行し、現在はその約9割が土壌中に蓄積されていることが確認されている。
- 今後も継続的なデータ取得を行うとともに、森林・林業の再生に向けた取組を実施。

里山再生モデル事業

○地元の要望を踏まえ選定した14のモデル地区(下図赤点)において、除染、森林整備及び線量測定を組み合わせ実施中。

実施状況（例）

広野町：Jヴィレッジスタジアム周辺

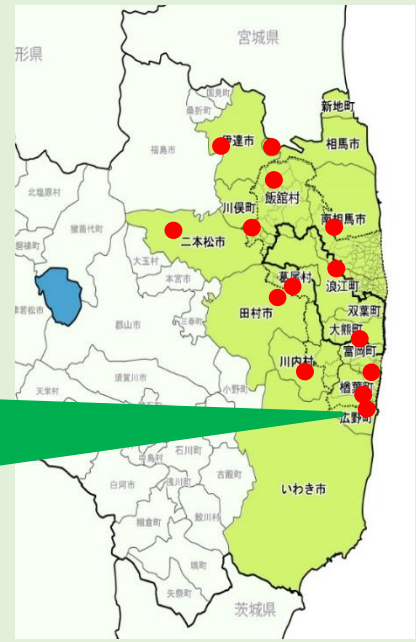
除染：除草、堆積物除去



森林整備：間伐、筋工設置



- 事業前後の2年間で実施箇所
の空間線量率が約3割程度低減（自然減衰含む）
- 下層植生の繁茂による表土流出抑制効果等



ふくしま森林再生事業

- 県内の44市町村において、約68百haで間伐等の森林整備と丸太筋工の設置等の放射性物質対策を一体的に実施する事業を実施（平成31年3月時点）。これにより、放射性物質を含む土壌の流出を防止。
- 植栽や間伐などによる空間線量率の変化等の影響を検証。



間伐が実施されない人工林



森林の概況調査



間伐の実施により
下層植生が発達



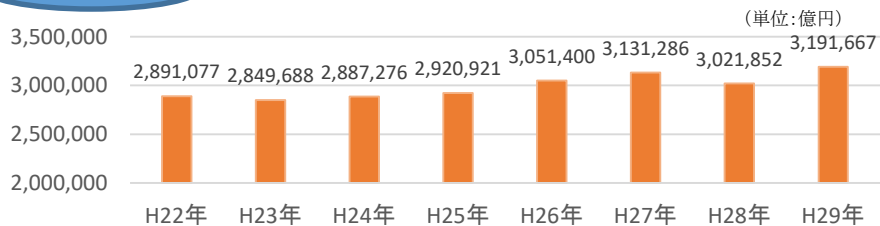
筋工の設置により
土壌移動を抑制

②施策の進捗・成果（製造品出荷額等の推移）

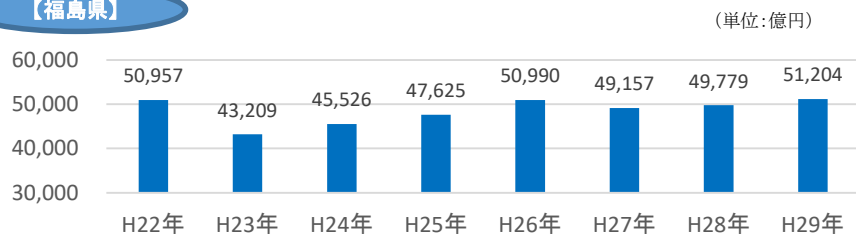
- 福島県の製造品出荷額等については、震災前と比べた水準は全国（110.4%）と比較すると福島県（100.5%）は依然低調。
- 12市町村の製造品出荷額等については、震災直後、半分程度まで落ち込み、その後は、回復傾向にはあるものの、震災前と比べても依然、8割弱程度にとどまっており、産業の復興・再生は引き続き重要な課題。

地域別製造品出荷額等の推移

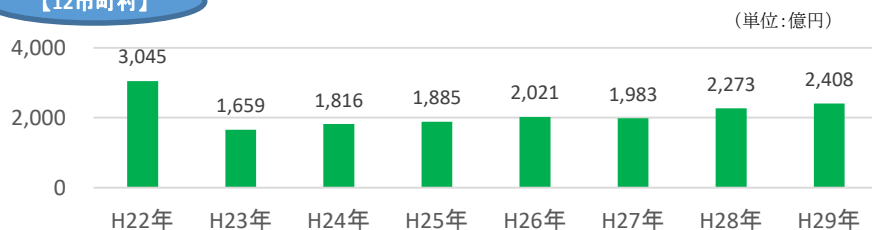
【全国】



【福島県】



【12市町村】

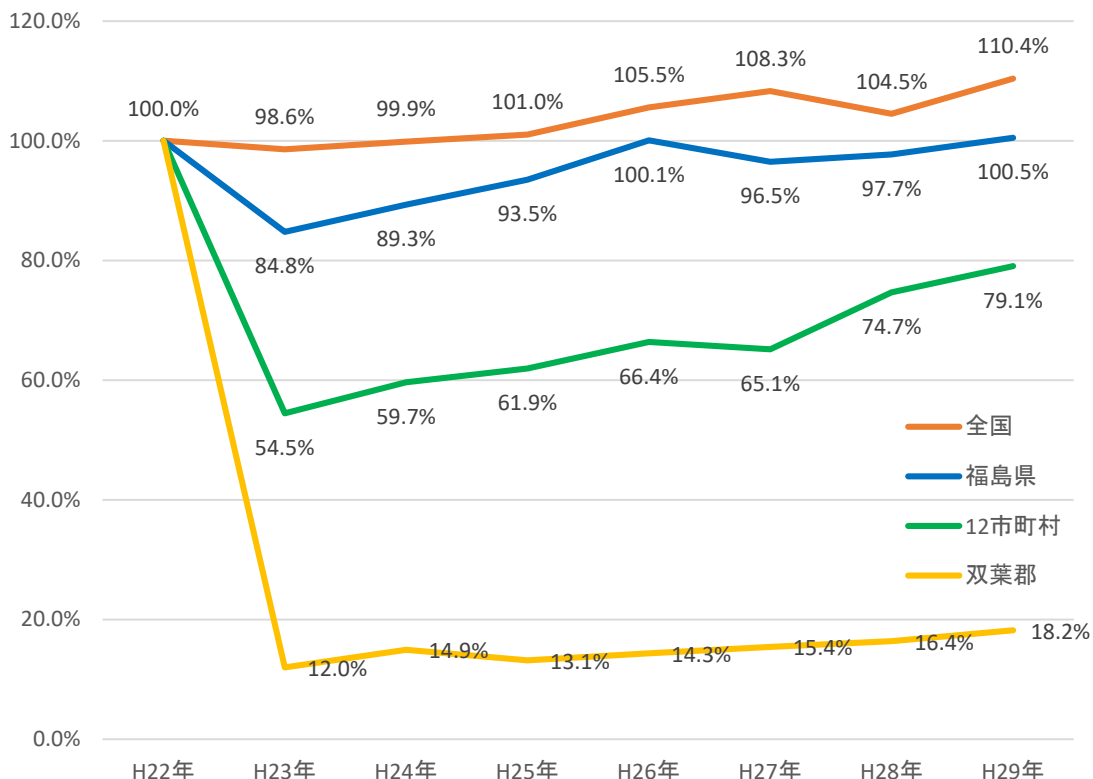


【双葉郡】



出典:経済産業省「工業統計調査」、福島県「平成30年 工業統計調査結果速報」、福島県「工業統計調査結果報告書」(平成22年、24年、26年、29年)より復興庁作成(平成23年及び平成27年の数値については、総務省及び経済産業省「経済センサス活動調査」)
なお、調査年により、調査対象の全部または一部が除外されている地域がある。

地域別製造品出荷額等の推移



出典:経済産業省「工業統計調査」、福島県「平成30年 工業統計調査結果速報」、福島県「工業統計調査結果報告書」(平成22年、24年、26年、29年)より復興庁作成(平成23年及び平成27年の数値については、総務省及び経済産業省「経済センサス活動調査」)
なお、調査年により、調査対象の全部または一部が除外されている地域がある。

※ 全国・福島県の数値は確報値、12市町村・双葉郡の数値は、H29年が速報値、それ以前は確報値。
※ 12市町村とは、川俣町、田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村のこと。
※ 双葉郡とは、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村の8町村のこと。

②施策の進捗・成果（営農再開、森林・林業再生、水産業の復興）

【営農再開】

- 原子力被災12市町村の農地については、帰還困難区域を除き除染は100%完了、営農再開した面積は25%。
（目標：復興・創生期間内に6割）
〔津波被災地の農地整備は、48%完了・15%実施中〕
- 福島県における農業産出額は、震災前の89%の水準（全国は114%）。
- 営農再開の加速化が重要な課題。

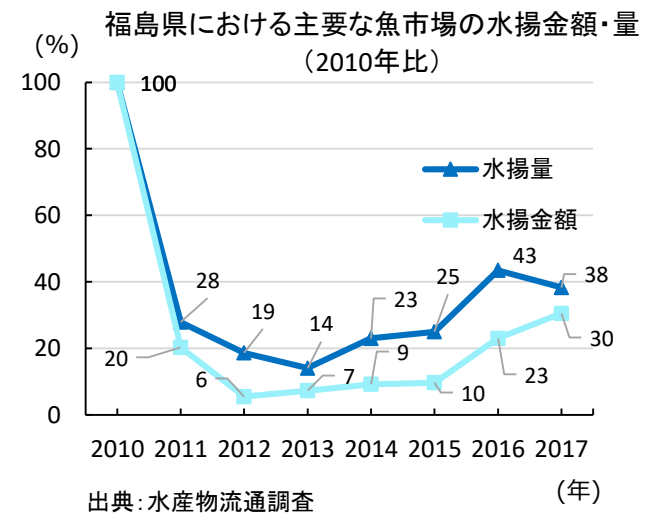
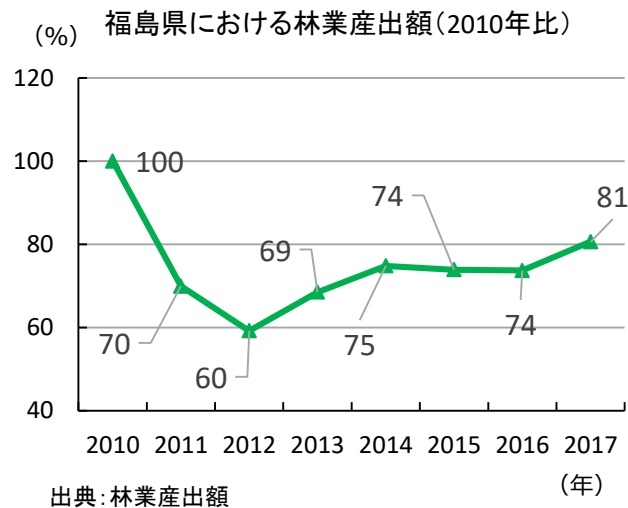
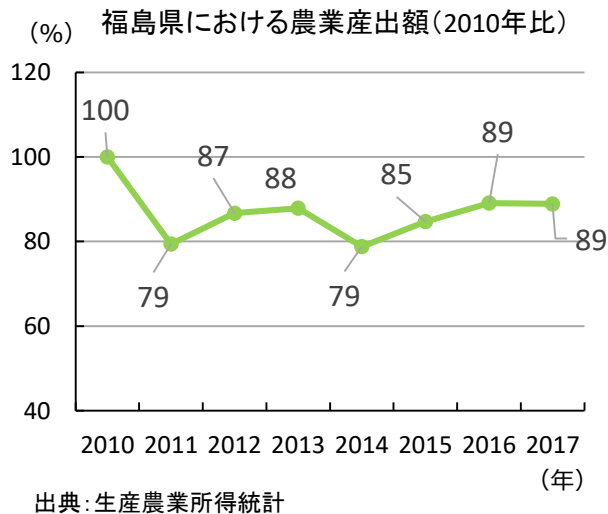
【森林・林業再生】

- 福島県における森林整備量は、震災発生前に比べて半分程度の水準。
（H22:12千ha→H29:6千ha）
- 福島県における林業産出額は、震災前の81%の水準（全国は107%）
- 放射性物質対策と一体となった間伐等の森林整備やきのこの産地再生が重要な課題。

【水産業の復興】

- 福島県の漁港の大部分は、復旧完了。復旧の希望のある漁船は、85%が復旧（※）。
- 一方、水揚げは回復しておらず、水産加工業も売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合は17%。
- 水揚げ・販路の回復等の本格的な操業再開が重要な課題。

（※）福島県からの聞き取り。「復旧の希望のある漁船」には、復旧希望の可能性のある漁船を含む。



4 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

①総論（原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース）

「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）」

- ・ 復興大臣の下、関係府省庁局長クラスから構成
- ・ 風評対策の進捗管理及び課題の洗い出し、今後の方向性の策定とその推進

＜タスクフォースにより、これまでに以下の取組を実施＞

○平成25年3月：「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」

- ・ 関係府省庁による風評対策をパッケージとして取りまとめ。
- ・ 「**放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化**」及び「**風評被害を受けた産業への支援**」の2本柱。

○平成26年6月：「風評対策強化指針」

- ・ 「**1. 風評の源を取り除く**」、「**2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ**」、「**3. 風評被害を受けた産業を支援する**」の3本柱。
- ・ 3本柱に基づき、正確でわかりやすい情報提供、被災地産品の販路拡大などに取り組む。

○平成29年12月：「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」

- ・ 「**知ってもらう**」、「**食べてもらう**」、「**来ってもらう**」の3つの観点。
- ・ 3つの観点から関係府省庁において、工夫を凝らした情報発信等を実施。

○平成31年4月：「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」のフォローアップ

- ・ 関係府省庁の各取組のフォローアップ。
- ・ 復興大臣から以下を指示。
 - ① G20をはじめとした国際会議等のあらゆる機会を捉えた国外への積極的な情報発信
 - ② 本年度施策の着実な実施と、施策の効果を踏まえた効果的な取組の来年度予算要求

検討の背景

- 福島第一原発事故後6年9か月が経過した今なお、科学的根拠に基づかない風評被害や偏見・差別が残っている。

例) 福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離(米:福島県-全国▲765円/60kg、肉用牛(和牛):福島県-全国▲242円/kg(H28))、教育旅行をはじめとした観光業の不振(教育旅行宿泊者数:震災前比61.3%(H28年度))、学校における避難児童生徒へのいじめ等

主な原因:放射線に関する正しい知識、福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果、福島の復興の現状等の周知が不十分。

「総点検」を実施

- これまで行ってきた被災者とのリスクコミュニケーションに加え、広く国民一般に対して情報発信することにも重点を置く。より具体的な情報発信の方法等を検討し、政府全体の戦略の下に各府省庁が、連携して統一的に取組を実施。

強化内容

- I「知ってもらう」、II「食べてもらう」、III「来てもらう」という視点から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について、シンプルかつ重要な事項順に明示。関係各府省庁では、これを基に情報発信。

I 知ってもらう

(1) 伝えるべき対象

①児童生徒及び教育関係者、②妊産婦並びに乳幼児及び児童生徒の保護者、③広く国民一般

(2) 伝えるべき内容

①放射線の基本的事項及び健康影響 ⇒ 日常生活で放射線被ばくゼロにはできない、放射線はうつらない、放射線による遺伝性影響は出ない、放射線による健康影響は放射線の「有無」ではなく「量」が問題となる等の8項目

②食品及び飲料水の安全性 ⇒ 世界で最も厳しい水準の放射性物質に関する基準の設定や検査の徹底により、安全が確保されていること等の3項目

③これらに加え、復興が進展している被災地の姿等を発信することを明示

(3) 発信の工夫

受信者目線で印象に残るような表現の工夫や、単なる資料配布に止まらないためのメディアミックスの活用、放射線量を視覚的、感覚的にスケール感がわかりやすい形での発信等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①児童生徒への放射線教育 ⇒ 本戦略に基づく放射線副読本の改訂、副読本使用に止まらない具体的に伝わる取組の実施

②妊産婦及び乳幼児の保護者への情報発信 ⇒ 乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始

(5) 被災地の不安払拭に向けた取組

被災者及び被災地で活動する事業者等についても、双方向のリスクコミュニケーションをこれまで以上にきめ細かく実施

Ⅱ 食べてもらう

(1) 伝えるべき対象

①小売・流通事業者、②消費者、③在京大使館、外国要人及び外国プレス、④在留外国人及び海外から日本に来ている観光客

(2) 伝えるべき内容

①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」、②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準、③生産段階での管理体制 等

(3) 発信の工夫

①福島県産品の利用・販売促進 ⇒ 県産品の「魅力」や「美味しさ」のみならず、安全性も理解してもらえるような工夫を行い発信

②国内外に向けた情報発信 ⇒ 放射性物質の基準値の国際比較による福島県を相対化した情報発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①福島県産品の利用・販売促進 ⇒ 「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」における取組やふくしま応援企業ネットワークとの連携を通じた販売場所の情報発信 等

②福島県農林水産物等の流通実態調査 ⇒ 調査結果等を踏まえた、小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供 等

③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ ⇒ 外交ルートを通じた働きかけ、外国人プレスや観光客といった「草の根」からの働きかけ 等

Ⅲ 来てもらう

(1) 伝えるべき対象

①教師、PTA関係者、旅行業者、②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人、③県外からの観光客

(2) 伝えるべき内容

①福島県の旅行先としての「魅力」、②福島県における空間線量率や食品等の安全、③教育旅行への支援策 等

(3) 発信の工夫

①教育旅行関係者 ⇒ 「ホープツーリズム」※に関する発信、モニターツアー参加者の生の声の発信、パンフレットの活用 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人(団体)」との出会いや「福島県のありのままの姿(光と影)」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

②海外の居住者 ⇒ 様々な機関からの情報発信、「Fukushima」の検索結果としてポジティブな画像が表示されるための工夫 等

③県外の居住者 ⇒ メディアミックスを活用した放射線に関する正しい知識等の情報発信、被災者の生の声の発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①県外からの旅行者の回復 ⇒ 福島県ならではの「ホープツーリズム」の推進、復興のシンボルとしての「Jヴィレッジ」や「コミュタン福島」の紹介

②海外からの旅行者の回復 ⇒ 東北を対象としたプロモーション、現地ツアー等を通じた外国人プレスや観光客といった「草の根」からの発信 等

今後の取組

(1) 政府全体の取組

- 戦略の具体化に向け、関係府省庁において、速やかに本戦略を踏まえたパンフレット等を作成するとともに、工夫を凝らした情報発信を実施。復興庁においては、いち早く戦略を踏まえたモデル的なコンテンツを作成。また、メディアミックスによる情報発信を実施。

(2) 今後のフォローアップ

- 「風評払拭・リスコミ強化戦略策定プロジェクトチーム」等を開催するなど、関係府省庁の取組を継続的にフォローアップする体制を整備し、本戦略に沿って実施されているか等について点検。

②風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づく取組（知ってもらう）

○放射線に関する正しい知識の理解と誤解の払拭

①メディアミックスによる情報発信

- 福島復興の現状等を「知ってもらう」、福島県産品を「食べてもらう」、福島県に「来てもらう」の3つの観点から、TVやインターネット等を活用したメディアミックスによる情報発信を実施。（H31.2～）



福島のことを紹介するためのCM



WEBサイトのトップ画面イメージ

②放射線副読本

- 放射線に関する科学的な知識を理解した上で、原発事故の状況や復興に向けた取組を学ぶ観点から、章立てを見直すなどの改訂を行い公表（H30.10）。
- 全国の小・中・高等学校に約1,450万部配布。放射線に関する教職員等を対象とした研修や児童生徒を対象とした出前授業の実施等を通じて活用を促進。



③その他

- 「放射線のホント」：PTA全国大会参加者等に2.8万部配布。
- 「放射線の基礎知識に関するリーフレット」：日本医師会会員、全国自治体に約133万部配布。
- 「ふくしまを食べよう（LINEマンガ）」：約97万読了。

○被災者への適切な健康管理及び健康不安の解消を実施

②風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づく取組（食べてもらう）

○福島県農林水産業再生総合事業により、生産から流通・販売に至るまで支援

- 平成30年度の福島県産農産物等流通実態調査において、仲卸業者等の「納入業者」は小売業者等の「納入先」の意向を実態よりもネガティブに評価していることが明らかとなった。
- 調査結果に基づき、小売業者、卸売業者、生産者団体への指導、助言文書を発出（H31.4）。

○輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけ

①首脳・閣僚等ハイレベル、在外公館等からの申し入れの実施

- 2018年10月の安倍総理訪中の際、習近平・国家主席及び李克強・國務院総理にそれぞれ、安倍総理から輸入規制の早期撤廃を改めて要請。（同年11月、中国政府は、新潟県産米の輸入解禁を発表）
- また2019年6月、G20大阪サミットの際の日中首脳会談において、安倍総理から習主席に科学的根拠に基づく輸入規制の早期解除を改めて要請。



駐日米国大使との対談
(2019.02.19)

②「復興五輪」海外発信プロジェクト

- 復興大臣、副大臣及び政務官が、東日本大震災後に支援いただいた国・地域の大使等に被災地の復興しつつある姿等を伝える。これまで59の国・地域の駐日大使、臨時代理大使、代表らと意見交換等を実施。
- G20首脳会議及び各閣僚会議の機会に、パネル展示や被災地の食材・酒の提供等を通じた効果的な情報発信を実施。
- 在京外交団による被災地訪問を実施（5/28-29 宮城県：6か国8名参加、6/12-13 岩手県：7か国10名参加、7/30-31 福島県：12か国14名参加）。



福島産さくらんぼの提供
(G20農業大臣会合)

②風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づく取組（来てもらう）

○国内外からの被災地への誘客促進

①海外からの旅行客の拡大に向けた施策

- インフルエンサーの活用（イギリスの著名人を福島県・山形県に招請し、CNN、SNS、特設サイト等で情報発信）。
- イベントや商談会の活用（フランスの旅行会社3社3名を福島県を含む東北各県へ招請（鶴ヶ城、末廣酒造を見学））。
- オンライン旅行会社と連携した東北旅行の情報発信や、販売促進キャンペーンの実施（中国にて福島県を含む東北各県を周遊する個人旅行者向けコースを紹介・販売）。



福島県会津若松市「武徳殿」での剣道体験



C-trip特設ページ（中国）

②福島県への教育旅行の回復に向けた施策

- コミュタン福島の見学や地元の方々との意見交換等を通じ、対話型で学ぶ「ホープツーリズム」推進に向けたモニターツアーを実施。
- 平成29年度から小・中・高等学校のPTA関係者が集まる全国大会に復興大臣等が参加し、福島県の教育旅行回復や正しい放射線知識の理解促進に向けた情報発信を実施。（「放射線のホント」を1万8千部配布（平成30年度実績））

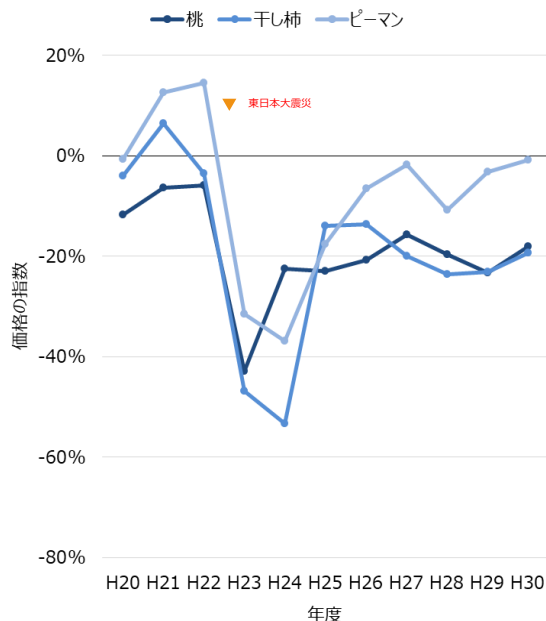
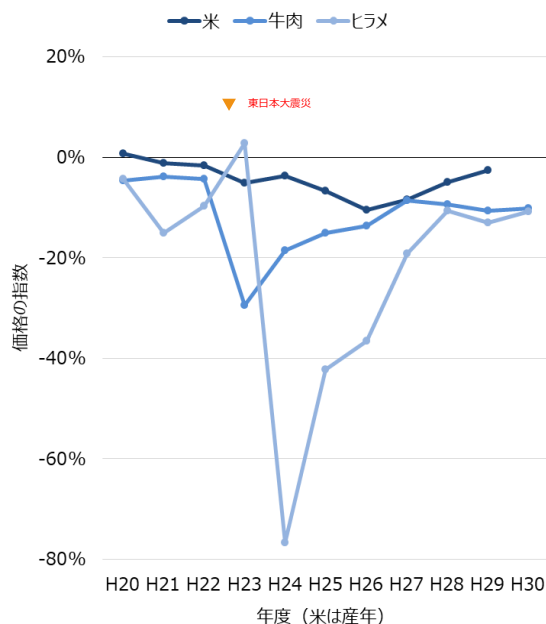


「ホープツーリズム」推進に向けたモニターツアー

③施策の進捗・成果（福島県産品の価格動向等）

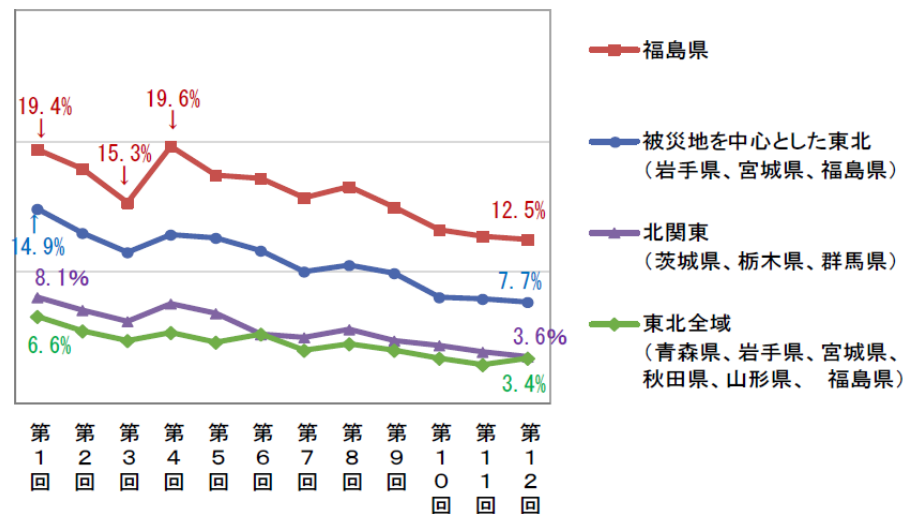
- 福島県産と全国平均との価格差は、震災直後、全国平均を大きく下回る状況となったが、その後、徐々に縮小。
- 放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人は、減少傾向にあり、直近の調査では、過去最少。
- 輸入規制措置を講じた54か国・地域のうち、計32か国・地域が規制を撤廃、20か国・地域が規制を緩和。

○福島県産品と全国平均との価格差



○放射性物質を理由に購入をためらう産地

Q14 放射性物質を理由に購入をためらう産地



出典：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第12回）」

(参考) 輸入規制の撤廃・緩和の状況

【規制措置が完全撤廃された国】 【最近の輸入規制緩和の例】

(2019年7月22日現在)

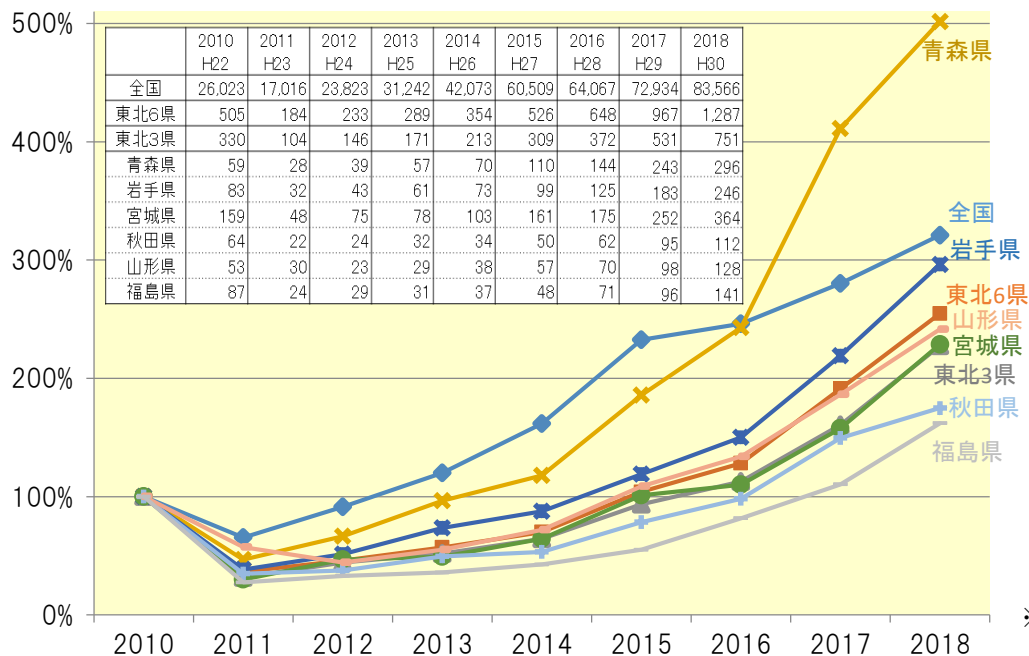
撤廃年	撤廃月及び国・地域名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2011年	6月：カナダ、ミャンマー 7月：セルビア 9月：チリ	2016年7月	イスラエル	・輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
		10月	ニューカレドニア	・輸入停止（12都県の全ての食品・飼料）→ 解除（野菜、果実（柿を除く）、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に）
		12月	U A E	・検査報告書の対象地域の縮小（15都県の全ての食品・飼料 → 5県のみ）
2012年	1月：メキシコ 4月：ペルー 6月：ギニア 7月：ニュージーランド 8月：コロンビア	2017年3月	レバノン	・全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
		4月	ロシア	・青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
		9、11月	米国	・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の（放射性物質に係る）安全性証明が不要に ・輸入停止（福島県等）→ 一部の品目の解除等
		12月	E U ※	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県のコメ等を検査証明対象から除外 等）
		2018年1月	トルコ	・輸入時全ロット検査の対象品目が縮小（切り花、盆栽等を検査対象から除外）
2014年	1月：イラク、オーストラリア	3、6、11月	米国	・輸入停止（栃木県産のクリ、福島県産キツネメバル、シロメバル及びスズキ、宮城県産のクサソテツ）→ 解除
2015年	5月：タイ※一部の野生動物肉を除く 11月：ボリビア	3月	ロシア	・輸入停止（7県産の水産物）→ 岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書（セシウム、ストロンチウム）の添付を条件に停止措置を解除
2016年	2月：インド 5月：クウェート 8月：ネパール 12月：イラン、モーリシャス	5月	U A E	・検査報告書の対象地域の縮小（5県の全ての食品・飼料 → 福島県）、産地証明書の添付が不要に
		7月	シンガポール	・全食品について、輸入停止の対象地域の縮小（福島県10市町村 → 7市町村）
		〃	香港	・輸入停止（茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳）→ 検査証明書及び輸出事業者証明書の添付で輸入可能に
2017年	4月：カタール、ウクライナ 10月：パキスタン 11月：サウジアラビア 12月：アルゼンチン	11月	中国	・輸入停止（新潟県産米）→ 産地証明書の添付で輸入可能に
		〃	ロシア	・福島県産の水産物について、放射性物質検査証明書の添付が不要に
		2019年3月	シンガポール	・放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
2018年	2月：トルコ 7月：ニューカレドニア 8月：ブラジル 12月：オマーン	4月	米国	・輸入停止（岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイ）→ 解除
		5月	フィリピン	・輸入停止（福島県産ヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ）→ 解除（放射性物質検査報告書の添付）
		7月	UAE	・検査報告書の対象品目の縮小（福島県産の全ての食品、飼料 → 水産物、野生鳥獣肉のみに）
2019年	3月：バーレーン 6月：コンゴ民主共和国			

※スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施

③施策の進捗・成果（外国人宿泊者数等）

- 福島県の外国人延べ宿泊者数は震災前以上に回復したが、震災前と比べた割合（162.2%）は、全国（321.1%）に大きく劣っている。
- 福島県教育旅行の延べ宿泊者数は、震災前の7割程度（平成21年度比）。

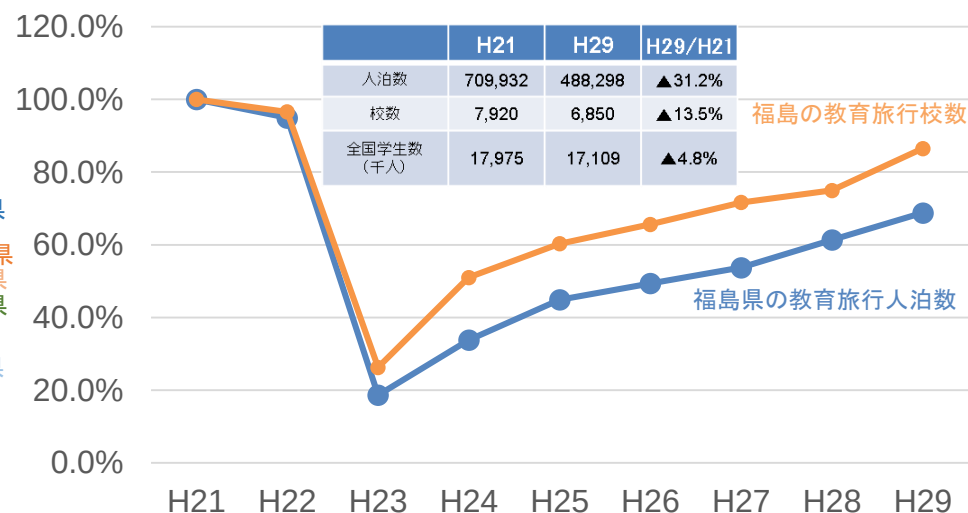
○外国人宿泊者数



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

※従業員数10人以上の施設における延べ宿泊者数。

○福島県教育旅行の延べ宿泊者数



※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数

出典：平成29年度福島県教育旅行入込調査報告書、学校基本調査

5 今後の課題と対応の方向性

1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

- 福島特措法等に基づく取組により、避難指示の解除、帰還環境の整備、特定復興再生拠点の整備等が進みつつある。一方で帰還意向のない住民も少なくない。
- 原子力災害被災地域の復興・再生を実現するためには、帰還環境整備を引き続き進めるとともに、交流・関係人口の拡大や移住（U J I ターン）の促進のための更なる取組が必要。

2. 事業再開・新産業の創出、農林水産業の再生

- 税制、補助金等の各種特例措置、関連ハード・ソフト事業、個別事業者支援等を通じ、製造品出荷額、農林水産業産出額は一定程度回復したものの、いずれも全国と比較すると低調。
- そのため、福島イノベーションコースト構想を軸とした産業集積とこれを支える人材の育成・確保、官民合同チームによる事業者・農業者に対するきめ細かな支援、営農再開支援、放射性物質対策と一体となった森林整備やきのこの産地再生、水産業における水揚げ・販路回復等の本格的な操業再開等を、更に進める必要がある。

3. 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- これまでも風評の払拭に向けた様々な取組を実施してきたところであるが、引き続き、根強く残る風評被害への対策を進める必要。また、海外における風評対策等の措置が必要。